

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について所得税と異なる課税方式を選択する方へ

◎選択できる課税方式について

▶特定配当等

	総合課税を選択 ※特定公社債等の利子等 を除く	分離課税を選択	申告不要を選択
税率（市民税・府民税）	10%	5%	5%（源泉徴収済）
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との 損益通算	できない	できる	できない
繰越損失額の控除の適用	なし	あり	なし
配当割額控除	あり	あり	なし
合計所得 ※1	含まれる	含まれる	含まれない

▶特定株式等譲渡所得金額 ※2

	分離課税を選択	申告不要を選択
税率（市民税・府民税）	5%	5%（源泉徴収済）
株式等譲渡所得割額控除	あり	なし
繰越損失額の控除の適用	あり	なし
合計所得 ※1	含まれる	含まれない

※1 合計所得金額は、市民税・府民税の均等割額の課税の基準となる他、介護保険料等の算定に影響を及ぼす場合があります。

※2 特定株式等譲渡所得金額については総合課税を選択できません。

◎配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除について

▶配当控除の控除率

配当控除は総合課税を選択した場合にのみ適用があります。

課税総所得金額等 配当の種類		1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券投資信託	下記以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等 証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

▶配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

当該所得を申告した場合（総合課税又は分離課税を選択した場合）には、源泉徴収された配当割額又は株式等譲渡所得割額に相当する金額の控除の適用があります。

## ◎所得税と異なる課税方式を選択できる所得について

対象となる所得は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額です。

- ・ 上場株式等の譲渡所得等については、源泉徴収されていない特定口座（簡易申告口座分）及び一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。
- ・ 同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と特定配当等がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。
- ・ 特定配当等のうち、特定公社債等の利子等については総合課税を選択できません。
- ・ 上場株式等の配当等所得のうち、大口株主等（発行済株式等の3%以上を保有する方）が支払を受けるものは課税方式の選択はできません。

## ◎提出書類について

- ① 所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、その**すべて**※を市民税・府民税の計算上、算入しない（申告不要を選択する）場合 ※すべてとは「譲渡損失にかかる金額」も含まれます

↓↓ 損失額を次年度以降に繰り越しますか？

はい

- ・市民税・府民税申告書（※3）
- ・繰越控除明細書  株B

いいえ

- ・市民税・府民税申告書（※3）

確定申告書二表「住民税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をした場合は、市民税・府民税申告書の提出は不要です。

※3 「市民税・府民税申告書」の一面「6. 上場株式等の市民税・府民税の課税方式に関する事項」欄に✓をしてください。

- ② 所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を選択する場合（所得の一部について申告不要を選択する場合があります）

↓↓ 損失額を次年度以降に繰り越しますか？

はい

- ・市民税・府民税申告書（※4）
- ・市民税・府民税申告書付表  株A
- ・繰越控除明細書  株B

いいえ

- ・市民税・府民税申告書（※4）
- ・市民税・府民税申告書付表  株A

※4 分離課税を選択する場合は、「市民税・府民税申告書（分離課税等用）」も併せて提出が必要です。

## ◎申告書の提出期限について

所得税と異なる課税方式を選択し、繰越損失額を翌年度に繰り越す申告をする場合には、納税通知書が送達されるときまでに申告いただく必要があります。期限を過ぎた場合には、課税方式の選択はできなくなりますのでご注意ください。

## ◎申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

適正に課税方式を確認するため、下記書類のご提示または写しの添付をお願いしております。  
「確定申告書の控え」、「特定口座年間取引報告書」、「上場株式配当等の支払通知書」、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「確定申告書付表」など内訳のわかる書類